

浦安市立見明川中学校 いじめ防止基本方針

(浦安市いじめ防止基本方針 参照)

1 いじめ防止等のための基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。また、いじめの兆候あるいは、認知した場合において、学校は「いじめは絶対にゆるさない」という考え方をもち、組織的に、迅速かつ細やかな対応を行っていく。

2 いじめ防止等ならびにいじめに対する措置の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係のある者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめの防止および早期発見のための措置

- ◇日常的な生徒の観察
- ◇教育相談の充実
- ◇相談窓口の周知
- ◇アンケートによる調査 (**基本的に毎月行う**)
- ◇定期的な職員間での情報の交換と集約
- ◇「ケータイ・インターネット安全教室」等の講演会の実施
- ◇うらやすっ子SNSルールの周知や生徒会活動

(3) いじめに対する措置

- ◇発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ◇被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ◇教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

組織的ないじめ対応の流れ

